



凡例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	住宅地区①
	住宅地区②
	住宅地区③
	住宅地区④
	沿道地区①
	沿道地区②
	沿道地区③
	幹線道路沿道地区①
	幹線道路沿道地区②
	幹線道路沿道地区③
	準工業地区

沿道地区では
路線式で指定距離の明示のないものは、すべて道路
または都市計画道路の境界線から20mとする。

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図を使用して作成したものである。(承認番号)29都市基交第22号、平成29年5月31日
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。(承認番号)29都市基街都第35号、平成29年5月19日
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の鉄道網図を使用して作成したものである。(承認番号)29都市基交都第4号、平成29年5月19日